

草の根・人間の安全保障無償資金協力
在モザンビーク日本国大使館



日本政府は、開発途上国の多様なニーズに応えるために企画された開発プロジェクトに対して資金援助を行っています。草の根・人間の安全保障無償資金協力(GGP)として知られるこの制度は、非営利団体(NGO、地方公共団体、教育・医療機関等)が提案するプロジェクトを支援するものです。また、現在、本件無償資金協力では、日本企業が NGO 等と協力して行う CSR 活動との連携といった官民連携プロジェクトも推進しています。

草の根・人間の安全保障無償資金協力の資金は、日本政府がプロジェクトごとに申請プロジェクトを審査・評価を行った後、被供与団体に供与されます。1プロジェクトあたりの供与額は、一般に 1,000 万円未満(約 85,000 米ドルから 100,000 米ドル、為替レートによる)となっています。300 万円(約 30,000 米ドル)以上のプロジェクトは、予算内に外部会計監査費を含める必要があり、プロジェクトに伴って生じる経常経費は申請団体が独自に負担することとなります。

また審査の過程で 3 者見積りの提出等、幾つかの書類の提出が求められます。プロジェクトが承認された後に予想外に発生したコスト(建築材料の値上がり等を含む)については被供与団体の負担となります。草の根レベルの支援を目指すものであれば、GGPIによる資金供与の対象となります。平成 27 年度(2015 年度)は以下の分野を優先分野として支援致します：

A. 分野：

1.1. 優先分野

- (i) 教育(職業訓練校建設を含む)
- (ii) 保健・水衛生
- (iii) 一般(その他の開発分野)

1.2. 支援例

- (i) 教育： 学校建設(教室、トイレの建設・修繕と貯水タンク、学校家具の配備)
- (ii) 保健所の建設、エイズ関連の活動・井戸建設、トイレ建設、井戸維持管理教育、衛生教育等
- (iii) ジェンダー問題解決に向けた支援、小規模灌漑施設建設、環境保全事業、社会福祉関連事業

B. 地域

原則としてモザンビーク全ての州における活動を対象とする。